

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	970	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止				
提案団体	全国町村会				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の現状】

「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

【制度改正の必要性】

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体

間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(14)都市計画法(昭43法100)

(iii)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省、農林水産省 第1次回答

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。

また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現状】

旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。

【支障事例】

国(農林水産省)へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。

また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2～3年程度掛かる。

当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや営農が行われていない・山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることによって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。

以上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続きを進められるよう運用の見直しを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等することが可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。

根拠法令等

旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県

○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるか、事前協議する案件は年2～3件程度有り。譲与後に、周辺環境の変動（住宅が建つ等の市街化）が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的な利用（集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など）を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地有効活用には、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自体が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還は生じない等、大きく緩和することは有効と思慮する。

○公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続の簡素化及び要件の緩和等が必要。

○譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要な性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。

各府省からの第1次回答

【財務省】

国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供しうる状態を保つことなどが必要である。

このことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない」とされているところ。

特に引継ぎにあたっては、国有財産の売払や貸付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。

本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いとしているところであるが、返還時の処分までの手続が速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。

【農林水産省】

売却等の処分に当たっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。

なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。

また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とすることは困難。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省、農林水産省 第1次回答

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。

具体的な支障事例

旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第1項)に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。

なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

不要地認定がされた筆について、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正がされれば、都道府県における負担の削減につながる。

根拠法令等

旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項
旧農地法施行令第15条、第16条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県

○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登録している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も

満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処理を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調査する必要がある、加えて境界確定を進める必要があり、課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分先が明確である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けないスタンスであり、不要地認定や17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者の人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることもしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当課の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、草刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的を失い不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とはなくなっており、財務省へ所管換手続きを進める上で、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。

○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。

1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先が目途がつかないものについては、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が続く見込みであること。

2 買収時から祠(管理者不明、地域住民が利用)が設置されている土地について、当該祠の移設又は祠部分の分筆を求められている。移設は祠の管理者が不明であることから難しく、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買受希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。

3 近年国土調査が実施された土地以外は、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。

4 原則として買受希望がなければ引継ぎが行われなことから、買受希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公売等の手続が必要で、時間がかかることから、買受希望者の不利益にもつながっていること。

○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち198筆が不要地認定済み。農林水産省が既に農業利用目的に供さないと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県における自作農財産の管理負担は提案県以上に大きい状況。管理者として、日頃の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、がけ崩れ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直していただきたい。

各府省からの第1次回答

【財務省】

管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各庁は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。

一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、ご指摘の処分先が目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていない。

また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の目途が立たないことを理由に当省が引継ぎを受けないといったことがないように周知徹底することとしたい。

なお、不要地認定された土地を法定受託事務による管理対象地から除外するかの検討については農林水産省において検討される事項である。

【農林水産省】

国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため、都道府県知事の法定受託事務(国費により管理費を手当)としているところ。このため、要望の土地について、都道府県の管理対象地から除外することは困難。

一方で、引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。